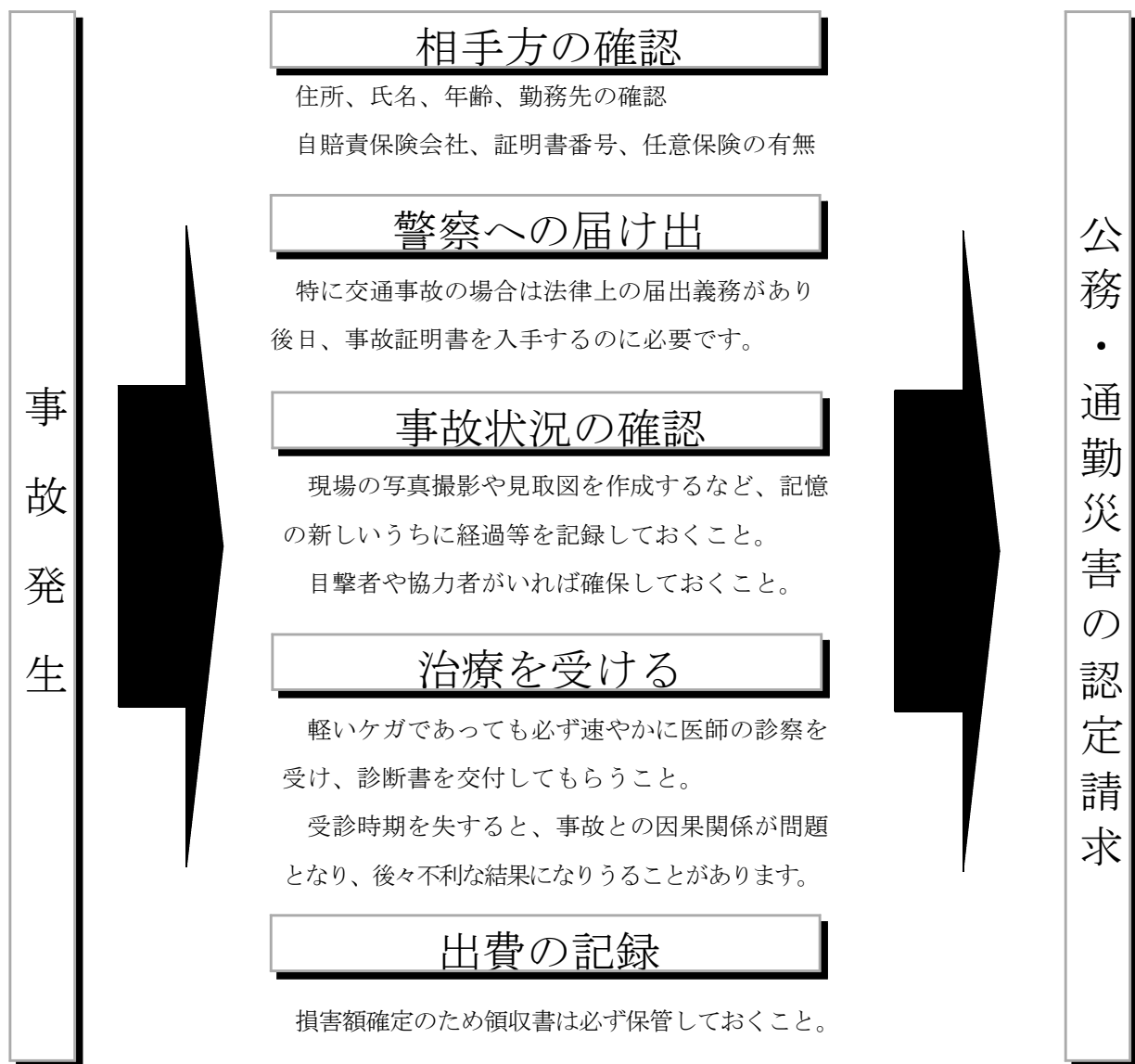


第3 第三者加害行為事案に関する事務

(交通事故、飼犬咬傷事故、校内暴力事件等の取り扱い)

加害者のある公務・通勤災害については、その取り扱いが複雑であるため、事故・事件が発生しましたら、被災職員及び所属長は、まず以下に示す事項の確認をしてください。



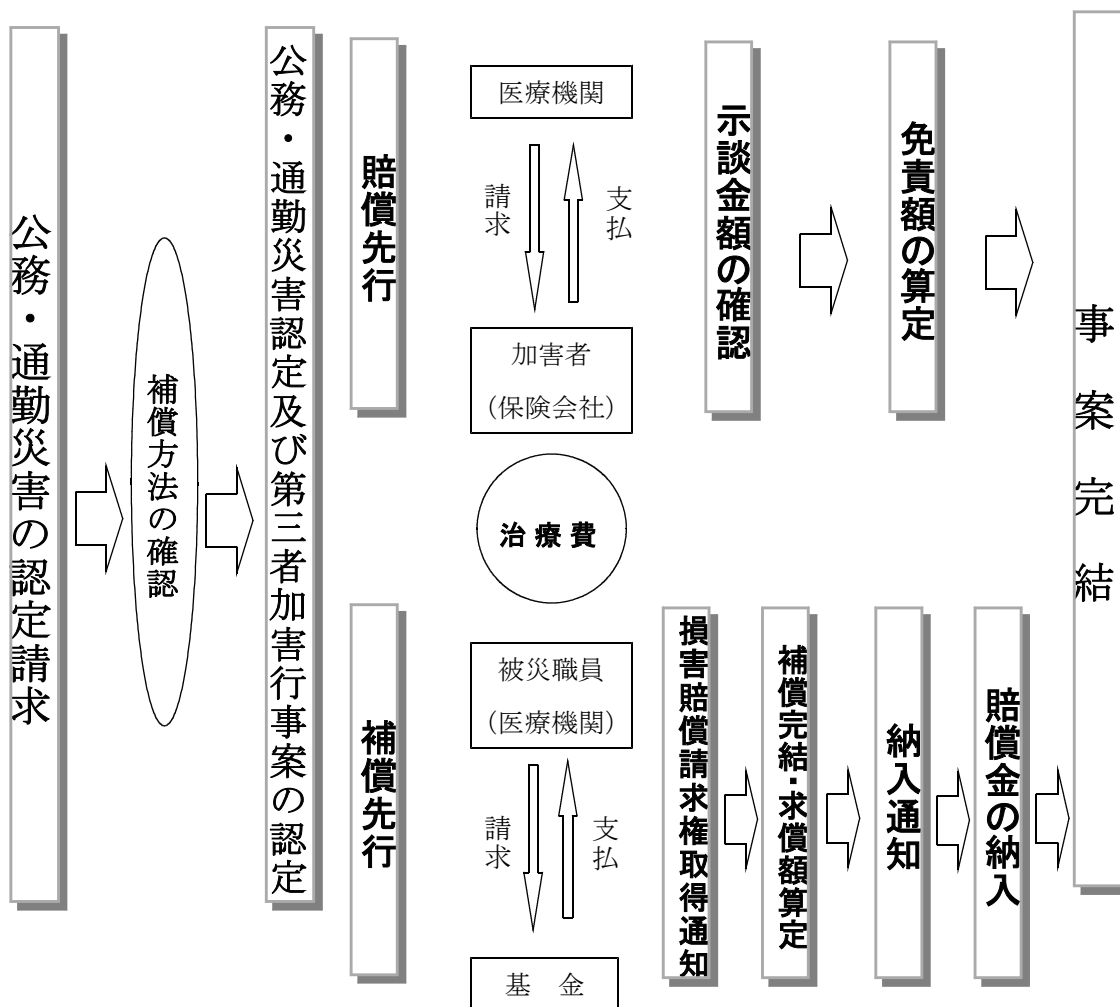
1 第三者加害行為事案とは

公務遂行中又は通勤の途上で、「交通事故」、「飼い犬による咬傷事故」、「校内暴力事故」、「公務執行妨害事故」、「殴打事故」など、第三者の不法行為によって災害が生じ、その損害賠償責任が第三者にあるものを第三者加害行為事案といいます。

第三者とは直接の加害者だけではなく、「事故の結果生じた損害について、民法その他の法律の定めるところに従い、その損害を賠償する責任を負う者」をいい、考えられるのは次の者などです。

- 事故の直接の加害者（民法第709条）
- 責任無能力者の監督義務者（民法第714条）
- 使用者及び事業監督者（民法第715条）
- 土地の工作物等の占有者及び所有者（民法第717条）
- 動物の占有者及び保管者（民法第718条）
- 共同不法行為者（民法第719条）
- 自動車の保有者（自動車損害賠償保障法第2条第3項）運行供用者（同法第3条）
- 被災職員の属する以外の地方公共団体（国家賠償法第1条、第2条）

2 第三者加害行為事案が完結するまでのおおまかな流れ



3 基金からの補償と損害賠償との調整

第三者の加害行為によって生じた損害について、被災職員は次の請求権を得ます。

- ① 加害者等の第三者に対する損害賠償請求権
- ② 交通事故については自動車損害賠償責任保険への請求権
- ③ 基金への補償請求権

しかし、同一の事由に係る損害賠償等が二重に行われることは条理に反しますので、法では基金の行う補償と第三者の行う損害賠償との間に調整（一方が支給されれば、他方は支給されない）が設けられています。

(1) 求償

求償とは、基金が第三者に代わってその損害を補償を受ける者に補償した場合（**補償先行**という。）に、その補償した額を次の範囲で第三者に請求することをいいます。

- ①補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権のうち、
 - ②補償の事由と同一の事由による損害に係る損害賠償請求権の限度で、
- かつ、③災害の発生の日から起算して3年を経過した日までの間に基金が行った補償の額となります。

(2) 免責

免責とは、補償を受ける者が基金から補償を受けず第三者から損害賠償を受けた場合（**賠償先行**という。）で、次の範囲で基金は補償を免れます。

- ①補償を受ける者が第三者から受けた損害賠償の額のうち、
 - ②補償の事由と同一の事由による損害に係る損害賠償の額の限度で、
- かつ、③災害の発生の日から起算して3年を経過した日までの間に支給すべき補償の義務を免れることとなります。

(3) 基金の補償と第三者からの損害賠償の求償免責の相違

両者の決定的な相違は、基金の補償には慰謝料がないことと、損害額（補償額）の算定方法が異なることです。

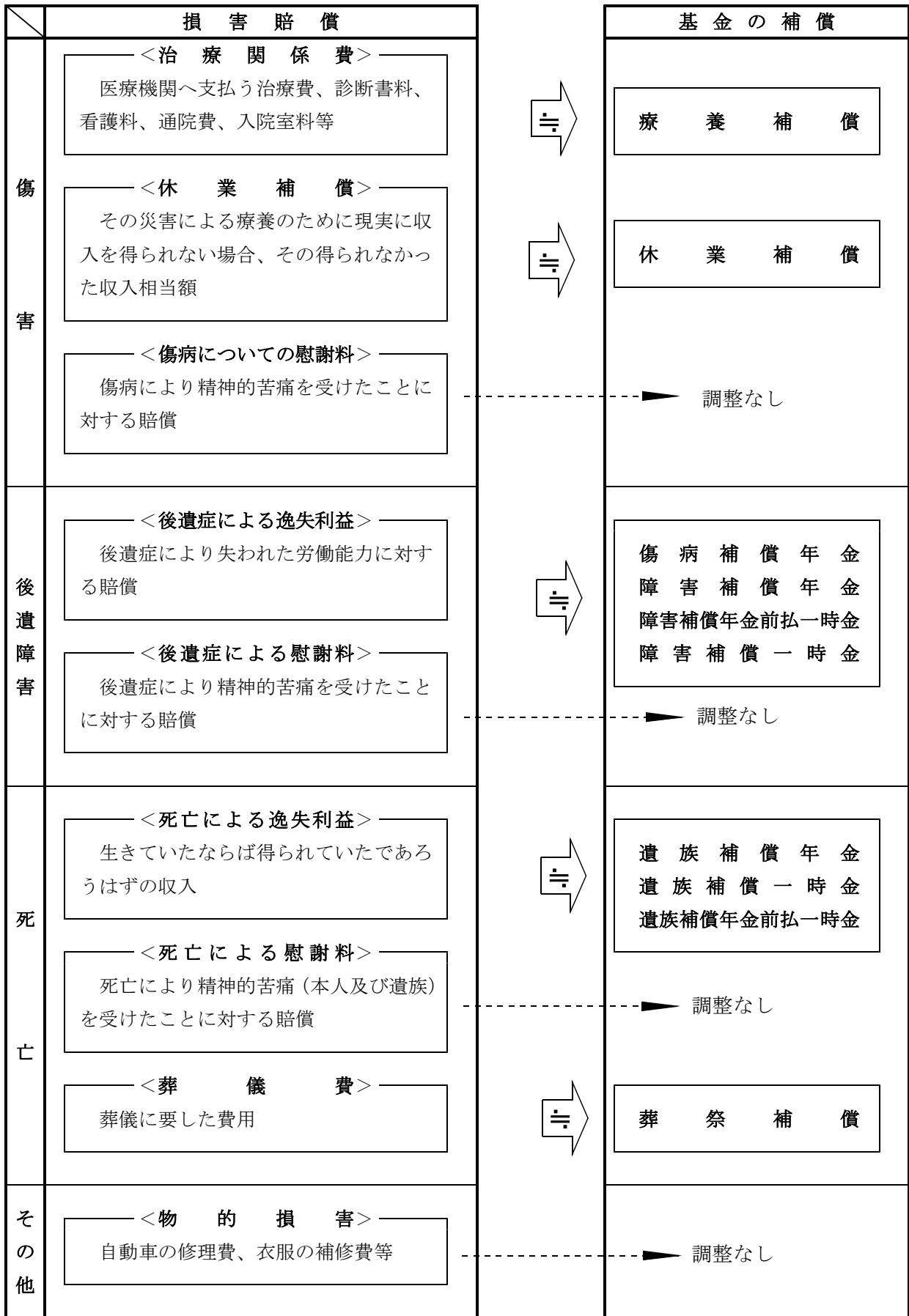
基金の補償が身体的損害の填補だけを目的としているのに対し、損害賠償は精神的損害や物的損害も対象となります。（55頁概要図参照）

基金の補償における補償額が法令等に基づく算定方法により算出されるのに対し、損害賠償は現実に被った損害の全てを対象として損害額が査定され、かつ、被害者に過失があれば、その度合い（**過失割合**）に応じて損害額が相殺（過失相殺）されます。

交通事故の過失割合については、判例等により定例化されており、具体例を示すと ①停車中のA車に後続のB車が追突（A:B=0:100）②A車が理由なく急ブレーキをかけたため後続のB車がA車に追突（A:B=20:80）③直進B車と道路外進入A車の衝突（A:B=90:10）④直進バイクA車と右折B車の衝突（A:B=20:80）などがありますが、これらは基本的な過失割合ですので、速度超過等により過失割合に増減が生じます。

また、飼い犬による咬傷事故の過失割合については、過去の判例では、飼い主には33%～70%の過失があると判示されております。しかし、実際には被災職員の注意義務（予見可能性）や被災職員の事故時の行動による自身への損害拡大の寄与度等により、被災職員の過失が大きい場合もありますので、当事者間でよく話し合って決定（示談締結）してもらうこととなります。

損害賠償と災害補償との対応概要図



※基金での補償の付加的給付として行われる「福祉事業」については調整がありません。

4 補償方法の確認

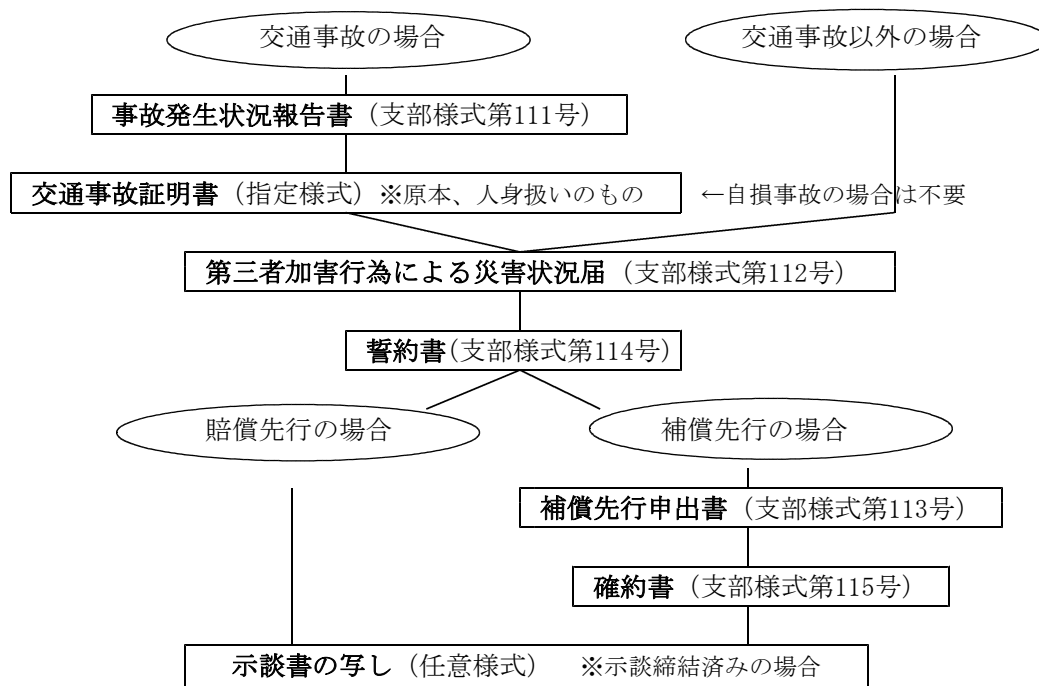
第三者（加害者、自賠償等）に請求する（賠償先行）か、基金に請求（補償先行）するかは被災職員の選択になります。賠償先行（加害者等の第三者への請求）には、次のようなメリットがあります。

- ① 加害者等の第三者に対しては精神的損害に係る慰謝料のほかに、メガネや車両修理費なども同時に請求できる。
- ② 治療費等の損害額は、最終的には加害者等の第三者がその過失割合に応じて、損害賠償責任を負うことになる。（補償先行すると、後日その額を基金が第三者に求償することになる。）
- ③ 交通事故については、原則として全ての自動車が自賠償に加入しているの、加害者に資力がなくとも自賠償から一定の賠償を受けられる。（被災職員の過失が大きい場合でも、相手の過失が少しでも認められれば賠償を受けることができます。）

一方、加害者不明の場合、加害者に資力がなく当面の支払いができない場合、過失割合につき話し合いがつかない場合等は補償先行（基金の補償を先行）を選択することになります。

5 第三者加害行為事案の認定請求手続きに提出する書類

通常事案と異なり、第三者加害行為事案の認定請求には、通常事案で提出する書類の他に以下の書類を追加で提出していただくことになります。



- (1) 交通事故の場合、可能な限り事故車両の写真を添付してください。
- (2) 交通事故証明書が提出できない場合、「交通事故証明書入手不能報告書※」を提出してください。
- (3) 交通事故証明書は人身扱いのものが必要となります（保険会社に請求する際、人身事故証明書を提出することとされている）。軽微な事故等で「物件事故証明書」が発行された場合、「人身事故証明書入手不能理由書※」を提出してください。

※（2）（3）の報告書の様式については基金支部にご連絡ください。

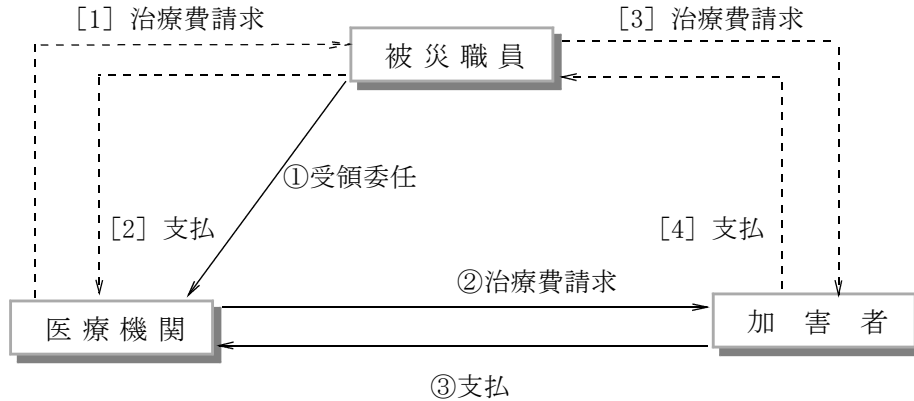
(4) 公用車に同乗して交通事故にあった場合、同僚である加害者（運転者）は第三者に当たらないが、自賠責保険会社から支払いが見込めるため、第三者加害行為関係書類を提出してください。この場合、補償先行扱いとするが、確約書の提出は不要。

6 治療費等の支払方法

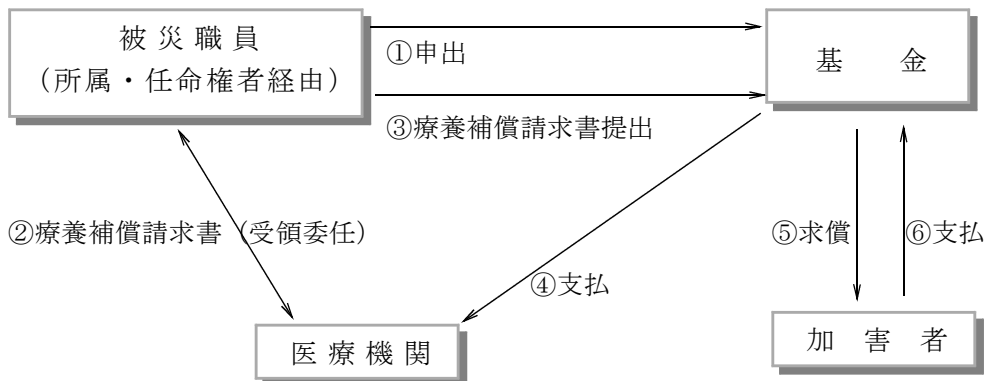
治療費の支払いについては、被災職員が選択した補償方法により、次の2つの方法があります。

(1) 「賠償先行」・・・加害者（自賠責保険・任意保険等を含む）が支払う場合

実線又は点線のいずれかの方法で行うことになります。



(2) 「補償先行」・・・被災職員の申し出により基金が支払う場合



7 示談について

示談とは、当事者間の話し合いにより損害賠償、慰謝料等の金額や支払方法を、お互いに譲歩し合って解決することをいい、法律的の和解（民法第695条）に当たります。

示談の締結時期については、事故当事者間の自由意志に委ねられており、一概には言えませんが、通常は治ゆ（症状固定）した時点で締結するのが望ましいと思われます。

しかし、いったん締結すると特別な事情がない限り、勝手に変更したり取り消すことはできませんので、慎重に締結するようにしてください。

また、**補償先行**（基金が加害者に代わって治療費を先に支払う方法）の場合は、必ず示談締結する前に基金へ連絡して、基金が内容を確認したあとに締結願います。

(1) 請求できる損害賠償

治療費の他に、精神上的の損害として慰謝料や物損なども請求できます。

(55頁概要図にある損害賠償の項目を参照)

(2) 明確な損害賠償の内訳

示談書に、損害賠償金額の総額300万円と記載するだけでなく、「治療費130万円、休業補償35万円、慰謝料120万円、入院諸雑費10万円、通院費5万円」というように、内訳を明確に記載してください。

(3) 後遺症・再発の記載

本事故に起因する後遺障害の発生や再発した場合を考え、後日別途協議できるよう示談書に記載しておくとい良いでしょう。

(4) 補償先行した場合

基金が補償先行（基金が加害者に代わって治療費を先に支払う方法）した場合は、基金が請求権を代理取得し、加害者に求償することになるので、以下の一項を必ず入れてください。

地方公務員災害補償基金宮城県支部が補償先行している治療費等について、甲は当該支部長の損害賠償の請求に応じるものとする。

(※甲は相手方加害者)

(5) その他

示談をする上で、その他注意していただきたい点として、「請求する権利を放棄するような示談をしない」、「治療費の内容に触れない示談をしない」こと。

8 第三者加害行為現状（結果）報告書

第三者加害行為事案（賠償先行）については、損害賠償状況を把握するため、123頁にある「第三者加害行為現状（結果）報告書」（支部様式116号）を以下の時点で基金支部あて提出していただきます。

①災害発生日から6か月経過して示談が成立していない場合は6か月経過する毎

②示談が成立した時

③治ゆ（症状固定）した時 ⇨ 131頁にある「傷病治ゆ報告書」（支部様式120号）も提出

また、賠償先行であっても、示談を行う際は示談締結前に基金支部に連絡（所属、任命権者経由、FAX可）をして、内容について相談してください。

※ 一般的に想定される過失割合と異なっている場合、被災職員及び基金支部が不利益を被ってしまうおそれがあるため、事前の相談をお願いします。

なお、締結後は示談書の写し一部を提出してください。

交通事故の場合、保険会社によっては、示談書ではなく免責証書に代える場合がありますので、そのときは免責証書で結構です。

9 添付資料の記載要領及び記載例

(1) 事故発生状況報告書

支部様式第 111 号

事故発生状況報告書

①	保険証明書 番号	第〇〇〇-〇〇〇〇号	当事者	甲(加害運転者)	氏名 三斜 太郎 (電話) (000-000-0000)	
	②	自動車の番号		宮城〇〇△〇〇-〇〇	乙(被害者)	氏名 広瀬 清美 (電話) 000-0000
天候		晴 ・曇・雨・雪・霧	交通状況	混雑・ 普通 ・閑散	明暗	昼間 ・夜間・明け方・夕方
道路状況		舗装 してある 見通し 良い	歩道(両・片)	ない	直線・カーブ	平坦 ・坂
信号又は標識		信号 ない	駐・停車禁止	されていない	その他標識	
速度		甲車両 20 km/h (制限速度 40 km/h)、乙車両 0 km/h (制限速度 40 km/h)				
事 と 故 の 現 場 に 於 け る 自 動 車 と 被 害 者	事故発生状況略図(道路幅をmで記入してください。)					
上書 記 い 図 て く 説 明 さ い	<p>乙車両(名取溪木運転)が〇〇町△△32番地先交差点で右折しようとして中央車線より停車し、対向車の通過を待っていたところ、後方より来た甲車両がブレーキを踏むも間に合わず、乙車両に追突した。名取主事と同乗者の広瀬主事が負傷した。</p>					

上記のとおり報告します。

令和 〇年 **3**月 **8**日

報告者 所 属 **〇〇町税務課**
氏 名 **広瀬 清美**
乙との関係 **本人**

地方公務員災害補償基金宮城県支部長 殿

(記載上の注意)

①保険証明書番号②自動車の番号はいずれも加害車両の番号です。また、①は自賠責保険の番号を記入します。
※この事故発生状況報告書を添付する場合には、災害発生現場見取図の添付は不要です。

(2) 第三者加害行為による災害状況届

支部様式第 112 号

令和 ○ 年 3 月 8 日

地方公務員災害補償基金宮城県支部長 殿

住所 ○○町△△18-2

氏名 広瀬 清美

第三者加害行為による災害状況届

1 被災職員について

所属団体・部局・職名 ○○町税務課 主事
氏名 広瀬 清美

2 第三者（加害者）について

住所 〒○○○-○○○○ ○○市××町1-2-5
電話 ○○○(○○○)○○○
氏名 三 斜 太 郎 生年月日 平成○年 2 月 3 日 年齢 30 歳
職業（勤務先） (有)○○食品

3 第三者（加害者）の所属する事業所等について

※加害者が業務中であった場合は所属する事業所，未成年者の場合は親権者を記載してください。

名称又は氏名 (有)○○食品 電話○○○(○○○)○○○
住所 〒○○○-○○○○ ○○市○○町○○番地○号
代表者（役職） ○○ ○○

4 災害発生の日時等について

日時 令和○○年○○月○○日 午前・午後 9 時 35 分頃
場所 ○○町△△32番地先交差点

5 身体損傷の状況について

区 分	部位・傷病名	程 度
被災職員	頸部捻挫	約1ヶ月の加療
第 三 者	なし	

6 第三者から既に受けた損害賠償の内容、金額及び年月日

人身事故については、なし。
物損事故については、△△万円を○年○月○日受領。

7 示談の話し合いがあるときはその状況を、ないときはその理由を記載してください。また、既に示談を締結した場合は示談書写しを添付してください。

現在、治療中であり、治療が終了してから示談をするということで、加害者、保険会社に同意している。
物損については、過失割合 当方:相手方=0:100で合意し、○年○月○日に示談を締結した。

8 補償先行 賠償先行

注)・賠償先行とは、相手方から直接賠償を受ける方法をいい、補償先行とは基金から補償を受け、基金が相手先に請求する方法をいいます。

・補償先行の場合は、「補償先行申請書（支部様式第 113 号）」を提出してください。

9 共済組合証を 使用した 使用しない

《交通事故の場合は以下にも記載してください》

1 加害車両の保険加入状況について

(1) 加害車両の自動車損害賠償責任保険（共済）

保有者の住所氏名 〒○○○-○○○○ ○○市○○町○番地 ○○○ ○○○
自動車損害賠償責任保険証券番号 第○○○-○○○○号
保険契約者の住所、氏名 保有者に同じ
第三者と契約者の関係 従業員・親族()・友人・その他()
保険契約期間 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日
保険会社名及び管轄店名 ○○海上火災(株)仙台支店
保険会社の所在地 〒○○○-○○○○ 仙台市○○区○○町一丁目○-○
電話番号 ○○○(○○)○○○

(2) 加害車両の任意保険（対人賠償保険）

保険契約者の住所・氏名 〒○○○-○○○○ 保有者に同じ
第三者と契約者の関係 従業員・親族()・友人・その他()
任意保険証券番号 第○○○○○○○○号
保険契約期間 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日
対人賠償保険金額 無制限・金 円
保険会社名及び管轄店名 ○○海上火災(株)仙台支店
保険会社の所在地 〒○○○-○○○○ 仙台市○○区○○町一丁目○-○
電話番号 ○○○(○○)○○○

(3) 保険金（損害賠償額）の支払いを受けている場合は記載してください

支払いを受けた者の氏名 ○○ ○○(職員本人)
支払いを受けた金額 ○○○.○○○円
支払いを受けた年月日 令和○○年○○月○○日

2 あなた（被災職員）の保険（人身傷害保険）加入状況について

※ 人身傷害保険とは、損害保険会社が運営する任意の自動車保険の一つであり、対人賠償保険の保険金が事故の相手方に生じた損害を賠償するために支払われるのとは異なり、自分自身の損害に対して自分が加入した保険会社から保険金の支払いを受けられるものです。

- ・人身傷害補償保険に 加入している・加入していない
- ・保険会社名及び保険証券番号 ○○○○○○保険会社 第○○○○○号
- ・人身傷害補償保険金の請求の有無 請求した・請求する予定・請求予定なし
- ・人身傷害補償保険金の支払を受けている場合は、受けた金額及びその年月日 ○○○.○○○円(令和○○年○○月○○日受領)

(3) 誓約書

支部様式第 114 号

<h2 style="margin: 0;">誓 約 書</h2>			
災害発生日	令和〇〇年 3月 1日	災害発生場所	〇〇町△△32番地先交差点
被災職員氏名	広瀬 清美	相手方氏名	三斜 太郎
<p>1 上記災害に関して、基金への補償請求に当たり以下の事項を遵守すること誓約します。</p> <p>(1) 相手方と示談を行おうとする場合は必ず<u>前もって貴職に連絡</u>します。</p> <p>(2) 相手方に白紙委任状を渡しません。</p> <p>(3) 相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ、遅滞なく貴職に連絡します。</p> <p>2 上記災害に関して、私が地方公務員災害補償法による補償を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等（相手方もしくは私が損害賠償請求できる者が加入する自動車保険・自賠責保険会社（共済）等をいう。以下同じ。）に対する被害者請求権を、同法第 5 9 条の規定によって基金が補償の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについては承知しました。</p> <p>3 私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険取扱保険会社から保険金を受けようとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ます。</p> <p>4 上記災害に関して、私の個人情報及びこの誓約書の取扱いにつき、以下の事項に同意します。</p> <p>(1) 貴職が、私の基金への請求、補償決定及び補償（その見込みを含む。）の状況等について、私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険等取扱保険会社（共済）に対して提供すること。</p> <p>(2) 貴職が、私への基金の補償及び上記 2 の業務に関して必要な事項（保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳（その見込みを含む。）等）について、保険会社等から提供を受けること。</p> <p>(3) 貴職が、私への基金の補償及び上記 2 の業務に関して必要な事項（補償額の算出基礎となる資料等）について、保険会社等に対して提供すること。</p> <p>(4) この誓約書をもって(2)に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。</p> <p>(5) この誓約書を保険会社等へ提示すること。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="margin-top: 10px;">地方公務員災害補償基金宮城県支部長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">住 所 <u>〇〇町△△18-2</u> 氏 名 <u>広瀬 清美</u> ㊞</p>			

- [注意事項] 1 交通事故以外の第三者加害事案（例えば殴打、咬傷等）の場合であっても、この誓約書は必要となります。
- 2 第三者加害事案で基金から補償を受けようとする場合や共済組合員証を使用する場合には、この誓約書の他に加害者等の損害賠償義務者からの「確約書」を提出してください。

(4) 確約書

支部様式第 115 号

確 約 書

(災害発生場所)

令和 ○ 年 **3** 月 **1** 日 ○町△△32番地先交差点において、
(加害者) (被災職員) (事故名)
三科 太郎 と 広瀬 清美 との間に発生した 交通事故 に

より生じた損害について、貴基金支部において補償を先行した場合には、
貴基金支部から確定した損害賠償義務額の請求があったときは遅滞なく
支払うことを確約いたします。

令和 ○ 年 **3** 月 **8** 日

〒**000-0000**

住 所 ○○市××町1-2-5

氏 名 三科 太郎 ①

(加害者との関係：**本人**)

連絡先 (TEL) 000-000-0000

地方公務員災害補償基金宮城県支部長 殿

(5) 示談書（任意様式）

示 談 書

当 事 者 （ 加 害 者 ） 甲	保 有 者	住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇番地 氏 名 (有)〇〇食品 社長 具留目屋 惣兵衛	登録番号 宮城〇〇△ 〇〇-〇〇
	運 転 者	住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇1-2-5 氏 名 三斜 太郎	証明書番号 〇〇〇-〇〇〇〇
当 事 者 （ 被 害 者 ） 乙		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇町△△18-2 広瀬 清美	登録番号 宮城531 ま〇△-□2 証明書番号 NP0863△□7

事故月日 令和 〇〇 年 3 月 1 日 午前10時30分頃

事故場所 〇〇町△△32番地先交差点

事故状況 上記日時場所において

甲は、△△方向に宮城〇〇△〇〇-〇〇号車を運転中、右折しようとして対向車の通過を待って停車していた宮城531ま〇△-□2号車に後方から追突し、同乗していた乙に右外果骨々折、右下腿挫創として全治2ヶ月の傷害を与え、乙車の左後部を破損させたもの。

に関して当事者協議の結果次のとおり

示談状況

- 1. 甲は乙に対し、(1)治療費23,456円 (2)慰謝料84,000円 (3)休業補償費39,900円 (4)通院費24,000円 (5)診断書料5,000円 (6)サポーター代2,100円を支払う。**
- 2. 甲は乙同乗車両の修理費全額500,000円を、同車両を修理した〇△自動車整備工場に支払う。**
- 3. 地方公務員災害補償基金宮城県支部が補償先行している治療費等について、甲は当該支部長の損害賠償の請求に応じるものとする。**
- 4. 今後、本件による後遺障害が生じたときは、改めて賠償条件を協議する。**

示談が成立しましたので、今後本件に関しては、双方裁判上又は裁判外において、一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

令和〇〇年 6月15日

当事者 甲 氏名 (有)〇〇食品 社長 具留目屋惣兵衛 ①

氏名 三斜 太郎 ①

当事者 乙 氏名 広瀬 清美 ①

立会人 住所

氏名 ①